

紙類(資源ごみ)の分け方・出し方

収集は月1回



地域の不燃ごみ収集日に同じ集積所で収集します。

再生できる紙

紙類として出せるもの

新聞紙



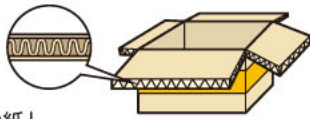
広告チラシも一緒に出せます



二つ折りまたは四つ折りにして縛ってください

段ボール

断面が波型のものが対象です(なければ「その他の紙」に出してください)



テープや金具、配送伝票は取ってください

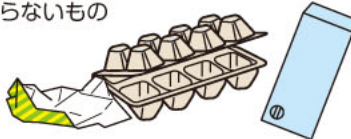


持ち運べる大きさに縛ってください

その他の紙

もっと詳しく!!

「新聞紙」、「段ボール」、「再生できない紙」のどれにもあてはまらないもの



雑誌、カタログ、包装紙、封筒、紙製の卵ケースなど

「その他の紙」として出せるもの

- ◆紙以外の中身は必ず取り除いてください
- ◆酒パックなどの注ぎ口(プラスチック部分)は不燃ごみ(プラスチック容器包装類)へ

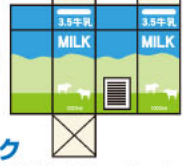


雑誌・カタログ



食品の紙箱・飲料用紙パック

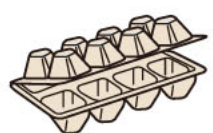
(内側が銀紙の場合は可燃ごみへ) ※箱は開いて出してください



包装紙・封筒



シュレッダー紙



紙製の卵ケース

ちょっと! 一工夫!

紙袋をごみ箱の横に置いて紙ごみが出たら入れるだけ!



防水加工のない紙袋



散乱しないように縛って出す



出し方のルール

必ず守ってください

- ◆縛るひもは、できるだけ紙ひもをお使いください。
- ◆段ボール箱に入れた状態で出さないでください。
- ◆束ねる際にガムテープ類を使用しないでください。



再生できない紙 ※可燃ごみとして出してください。

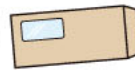
◆防水加工がしてあるもの

例: 紙コップ、ビニールコーティングされた紙袋など



◆窓付き封筒

(セロハン部分を除けばその他の紙で排出可)



◆素材が違うもの

例: 銀紙(アルミ)、和紙、ハードカバーの本(カバーの裏地が布製⇒カバー部分を除けばその他の紙で排出可)など



◆紙おむつ類



◆写真、ノンカーボン紙(領収書)



◆感熱紙

(レシート、FAX用紙)



◆合成紙(手で破れない紙) 油紙

◆アイロンプリント紙

(イラストなどをアイロンで衣類に貼りつけられる紙)



市役所本庁、西支所、加佐分室に設置の古紙回収ボックスもご利用ください。(14ページ参照)

資源物の持ち去りは禁止されています

ごみ集積所に出された資源物の所有権は市に帰属します。

(舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第16条の2)

収集日に集積所から古紙や金属、空缶などの資源物を抜き取り、持ち去る行為は犯罪です!

